

大地の窓 法的視点で読み解く中国社会

◆ 大地法律事務所弁護士・熊琳、章啓龍 ◆

第7回「中国の探偵会社」

【ニュース概略】探偵会社を違法に経営し、浮気調査の依頼を受けて対象者に対する尾行撮影、銀行口座・不動産・戸籍の調査などを続けてきたとして、原と擁の両容疑者は、公民個人情報違法取得罪により、12月16日北京市海澱区人民法院から、懲役1年、罰金1万元(約12万5,000円)を言い渡された。(新華社)

中国では、現代社会の急成長に伴い、各種情報に対する欲求が未曾有のスケールで高まっています。裁判の際には立証責任が主張側にあるという大原則が貫徹されている法的環境において、有力な証拠を得るためならお金を惜しまないという人も少なくありません。

一方、個人情報や企業の商業秘密に対する保護意識が日増しに高まる中、個人情報や商業秘密に対する侵害行為によって、法的処罰を受けたケースも急増しています。ニュースで紹介された例を通じて、中国社会に存在する探偵会社の実体と法規定を理解しておくことは、生活上でもビジネス上でも役に立つのではないかと考えます。

居場所突き止めも

まず、中国の探偵会社(中国語では『私人探偵公司』と言います)は92年に上海で初めて登場したと言われています。探偵会社の業務内容は、日本でいう探偵会社や興信所のような「調査」のみならず、債権取立てやボディガードなど多岐にわたっているところが多いようです。また「調査」に限って言えば、尾行、盗聴、撮影などといった手段だけではなく、銀行や通信事業者とのコネクションを利用して、調査対象の銀行口座や通話記録を取得したり、調査対象者の車に発信機を取り付けたりしている会社もあります。さらに、通信事業者の協力を得て、携帯電話の電波信号から調査対象者の居場所を探し出すという現代的な手法の利用をセールスポイントにしている会社も存在しています。個人情報保護の観点から見れば、実におそろしいことです。

一方、法律上では、探偵会社が始動した翌年である93年早々に、公安部より『私人探偵会社の性質を有する民間機構設立禁止に関する通知』が公布され、探偵会社の存在根拠を根本的に否定しています。また、会社登記上では、民事調査や民事案件の解決協力、債権回収などを営業範囲に盛り込むことは通常認められておらず、『〇〇市場調査会社』、『〇〇商務調査中心』と

いう社名にし、コンサルティングサービスや市場調査サービスの提供を表向きの営業範囲として活動しているところがほとんどです。

さらに、2009年2月に刑法が改正され、個人情報の不法取得、不法漏洩、不法提供行為に対し新たな罰則が設けられたことにより、個人情報への不法侵害行為に対する取締りが一層厳しくなっており、法律上のグレーゾーンで活動しているこれらの会社とその責任者は、実に大きな法的リスクを負っていると言えます。

つまり、探偵会社は【1】違法経営罪(禁止産業への従事)【2】恐喝罪(違法な債権取立)【3】個人情報不法取得罪(不法なルートによる個人情報の取得)【4】個人情報不法提供罪(取得した個人情報を無断で依頼人に提供する行為)などの罪名で責任が問われる可能性が高いと考えます。

なお、実務上では、探偵会社側だけでなく、依頼人も共犯として責任が問われた判例もありますので、そうした会社に依頼する際には注意が必要です。

探偵会社とは少々毛色が異なりますが、中国には信用調査会社も別途存在しており、日頃からビジネスに用いられています。しかし、これらの会社についても、調査対象の口座残高、資金の出入りや法定代表者の家庭状況等に関する情報は、正規のルートで取得しにくく、情報獲得のために用いた調査手段によっては、会社や依頼者の法的責任が追及される可能性も否定できません。そのため、こうした情報を取り扱う際には、注意する必要があると思われます。

各種情報が交錯する現代の中国社会では、その情報を得た際の「益」と不法な情報取得手段によってもたらされるリスクの「損」を総合的に判断し、情報取得の必要性について判断すべきかと考えます。

<筆者紹介>

<大地法律事務所海外部> 弊所は北京及び青島を拠点とし、日系クライアントを専門に、投資、企業再編、仲裁・訴訟等に関するリーガルサービスを提供しております。

住所(北京): 北京市朝陽区建国路89号華貿中心15号楼505室

電話(北京): (8610) 6530-7711

HP: <http://www.aaalawfirm.com>

E-mail: xionglin@aaalawfirm.com